

【令和4年度】テレワーク支援力等向上研修

在宅でのサービス提供における 留意事項について

**東京都福祉保健局障害者施策推進部
地域生活支援課就労支援担当**

1 在宅利用の取扱いについて

時系列	国の動向
平成18年4月	<u>障害者自立支援法施行</u>
平成27年3月	<u>「在宅における就労移行支援事業ハンドブック（以下（ハンドブック））」発行</u>
平成27年4月	<u>改正留意事項通知施行</u> 就労移行支援についても、在宅でのサービス利用が一定要件の下、可能に。 加えて運営規程に、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記することに。
令和2年6月	<u>「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について第6報（以下「コロナ6報」）」発出</u> コロナ禍における在宅でのサービス利用に係る取扱いが提示。利用者要件が緩和
令和3年3月	<u>「就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用に係るガイドライン（以下「ガイドライン」）」発行</u>
令和3年4月	<u>報酬改定及び改正留意事項通知施行</u> 新たな生活様式の定着を見据え、コロナ6報における取り扱いが、 常時の取扱いに変更

※在宅利用に当たって要件

- 1 利用対象者＝区市町村の判断
- 2 運営要件(事業所が適しているか)＝都の判断

2 在宅利用要件（令和3年4月から）

	内 容
利用者	<ul style="list-style-type: none">・ 在宅でのサービス利用を希望する者・ 在宅でのサービス利用による 支援効果が認められると市町村が判断した場合
事業運営等	<ul style="list-style-type: none">・ 運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記・ 指定権者から求められた場合には訓練・支援状況を提出
	<ol style="list-style-type: none">① 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューの確保② 1日2回連絡、助言又は進捗状況の確認、日報の作成。作業活動、訓練等の内容等に応じ、1日2回を超えた対応③ 緊急時の対応④ 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保⑤ 訪問又は通所による評価を電話・PC等による評価等に代替可⑥ 利用者の通所による評価を事業所職員による訪問による評価も可⑦ ⑤が通所により行われ、あわせて⑥の評価等も行われた場合、⑥による通所に置き換えて差し支えない
その他	在宅と通所を組み合わせた支援可

※ **在宅利用による支援効果が、具体的・客観的に示せることが大事**

3 在宅でのサービス提供実施に関して

■ 在宅におけるサービス提供については、障害種別や状態像で一律に判断するのではなく、利用者の要望や特徴に応じ、在宅と通所を組み合わせた訓練内容や支援内容とするなど柔軟な対応をするよう検討願います。

■ 留意事項通知、ガイドライン、ハンドブック等を必ず参照の上、確実に在宅における支援が可能であることを確認願います。

<関連通知等>

- ・ 就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について
- ・ 就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用にかかるガイドライン
⇒ <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000770977.pdf>
- ・ 在宅における就労移行支援事業ハンドブック
⇒ <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000084414.pdf>
- ・ 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について
⇒ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html
- ・ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A
⇒ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html

【参考】在宅でのサービス提供実施に係るチェックリスト（抜粋）

	項目
1	在宅で実施した訓練内容及び支援内容並びに訓練状況及び支援状況を都から求められた場合には提出できる。その際、訓練状況及び支援状況について、在宅利用者の同意を得るなど、適切な手続きを経た上で、音声データ、動画ファイル又は静止画像等をセキュリティーが施された状態で保存し、都から求められた場合には個人情報に配慮した上で、提出する。
2	<u>職員が在宅訓練・支援の環境を整えるために必要な知識を身に付けていること。</u>
3	在宅でのサービス利用であっても、定期的な通所が必要であるため、各サービス種別に求められる通常の設備基準を満たしていること。
4	<u>在宅でサービスを利用するに当たって必要な在宅利用者の自宅等の環境整備として、作業等に適したスペース・周辺環境の確保等に加え、通信端末や機器、回線の確保、コミュニケーションツールの導入、作業に必要な機器・道具の準備がされていること。</u>
5	<u>就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されている。</u>
6	1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援と日報の作成に加え、作業活動、訓練等の内容等に応じ、1日2回を超えた対応が可能である。
7	緊急時の対応ができる。
8	疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保している。
9	事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。
10	原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標の達成度の評価等を行うこと。
11	9が通所により行われ、あわせて10の評価等も行われた場合、10による通所に置き換えることがある。